

第4回公衆衛生委員会の会議概要 (公衆衛生部会常設委員会)

I 日時 平成18年10月3日(火) 13:30～16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】	池田忠生	東京都獣医師会理事（日本大学医学部助教授）
	奥澤康司	東京都獣医師会（東京都福祉保健局参事）
	兼島 孝	埼玉県獣医師会（みずほ台動物病院院長）
	上村清隆	新潟県獣医師会（湯沢町町長）
	佐藤彰一郎	長野県獣医師会（前長野県上田食肉衛生検査所長）
	臣永新一	徳島県獣医師会（徳島県食肉衛生検査所主幹兼管理課長）
	長濱伸也	大阪府獣医師会理事（大阪府健康福祉部食の安全推進課総括主査）
	丸山総一	神奈川県獣医師会（日本大学生物資源科学部教授）
	三木 朗	—（厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐）
	森田邦雄	日本獣医師会理事（社団法人日本乳業協会常務理事）
	渡辺正幸	秋田県獣医師会（財団法人秋田県生活衛生営業指導センター専務理事）
	吉山文蔵	佐賀県獣医師会専務理事

IV 議 事

- 1 第3回公衆衛生委員会の協議結果（説明）
- 2 前回委員会における協議事項の対応状況（報告）
 - (1) 犬・猫のインフルエンザ対策
 - (2) 狂犬病予防対策
 - ア 厚生労働省による都道府県政令市における狂犬病予防対策取組み体制調査の対応
 - イ 日本獣医師会による普及啓発対策（市民公開講座等）
- 3 公衆衛生領域の現状と課題に対する対応（協議）

V 会議概要

森田委員長（公衆衛生部会長）から、報告書（素案）については、前回委員会での意見を踏まえ、奥澤副委員長、三木委員と二度の打合せを行い、最終案として取りまとめたので、協議いただきたい旨の挨拶があった。

1 第3回公衆衛生委員会の協議結果（説明）

事務局から、第3回委員会の会議概要として、報告書については、会議での意見を踏まえ、8月中に森田委員長、奥澤副委員長及び三木委員で全体を取りまとめ、第4回委員会で検討し、最終の取りまとめを行うこととした。また、犬・猫のインフルエ

ンザ対策は、会報で情報提供することとし、丸山委員に原稿を依頼した。さらに、狂犬病予防対策については、都道府県における「狂犬病予防対策の実施に関する調査」を厚生労働省に依頼することとした旨が報告された。

2 前回委員会における協議事項の対応状況（報告）

(1) 犬・猫のインフルエンザ対策

事務局から、インフルエンザは犬・猫に安易に感染しないことや、人の感染源となる可能性はきわめて低いことを海外の最新情報等をもとに開業獣医師等に周知することとして、丸山委員に原稿を執筆してもらい、日本獣医師会雑誌第 59 巻第 7 号に掲載した旨を説明した。

(2) 狂犬病予防対策

ア 厚生労働省による都道府県政令市における狂犬病予防対策取組み体制調査の対応

(ア) 事務局から、本件については、公衆衛生委員会委員各位の意見を聴取し、

①「犬予防法に基づく犬の登録等の徹底のための実施要領」（平成 14 年 6 月 11 日付け健感発第 0611001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に定められた都道府県政令市等の業務の実施状況、②狂犬病予防対策の推進における自治体と獣医師会との連携状況と問題点を調査項目として、調査用紙の原案を作成し、厚生労働省結核感染症課に提出しており、現在、同課において、調査実施に係る詳細について検討されている旨、続いて、三木委員から、厚生労働省では、犬の鑑札、注射済票装着率の向上による、狂犬病予防対策の一層の推進を目的として、市町村長が交付する鑑札、済票については、様式を自由に定めることができるよう、狂犬病予防法施行規則の一部改正を予定しており、現在、パブリックコメントを募集し、来月の改正を見込んでいる。これにより市町村でも狂犬病対策事業に積極的に取り組む契機となり、一方、市町村への事務手続き移管後も、依然として地域における狂犬病予防体制整備の責務を有する都道府県においても、今後、所管する市町村の状況を改めて把握する必要に迫られ、双方の連携推進が期待できると考える。都道府県あての調査については、本法律の一部改正の施行通知とともに、実施要領にある業務の対応状況等を調査し、さらなる事業の推進を期したい旨が説明された。

(イ) これに対し、大森専務理事から、最近の中国での狂犬病発生状況等に鑑み、山根会長他本会役員と厚生労働省結核感染症課の担当官との間で、狂犬病予防対策の取組みについて協議がなされ、①狂犬病予防対策の普及啓発は本会の役割であり、官民一体で推進すべきことを確認する一方、②マイクロチップの挿入が、法律上、鑑札とみなされるか否か、法制局に確認を依頼するとともに、③三木委員から説明があった施行規則の改正について意見交換し、本会は、鑑札、済票を自治体で自由な様式に定められることが、装置率、ましてや登録、注射摂取率の向上に繋がる理由はなく、市町村間での移動等を考慮すれば、単

に混乱を生ずるだけで、装置率の向上どころか、減退に繋がるとして強く反対を表明したところ、これに対し同課では再考する旨回答された経緯がある。本会としては、以後、同課のからの回答を待っていたが、事前の連絡もなしに、パブリックコメントを募集する等、法改正の作業を一方的に進められたことは、誠に遺憾でならない。即刻、パブリックコメントの中止及び本法改正の見直しを求める旨発言された。

(ウ) 森田委員長から、本件について、自治体職員経験者である委員に対し、意見が求められ、以下のとおり意見交換が行われた。

- a. 3,000～4,000人規模の町村で、独自の鑑札、済み票をデザインし、製作する財政的な余裕はない。
- b. 小規模な自治体では、担当者が数年で異動するため、後任者は従来への対応を踏襲するのが精一杯で、新たな鑑札、済み票の製作を引継ぎ、積極的に取り組むような対応は考えられない。
- c. 小規模な自治体では、製作数が少なく、自ずと単価が高くなる等、コストの面でも効率的でないため、独自に製作は行わない。
- d. 大阪府では、市町村単位で作成するとコストが上がるため、獣医師会が取りまとめて発注している。鑑札についても、同じデザインのものを年度をまたいで使用する自治体が多く、規則が改正されたとしても、新たにデザイン・製作することなく、現在の様式をそのまま使用することと思われる。
- e. 徳島県では、県及び各保健所と連携しながら、獣医師会が取りまとめを行い、各市町村の数に併せて作成、配布する。自治体毎に様式が別となると、複雑化し、従来のように円滑な対応が損なわれる。

イ 日本獣医師会による普及啓発対策（市民公開講座等）

(ア) 事務局から、本会では、①平成19年2月25日、平成18年度日本獣医師会学会年次大会（さいたま）の開催に合わせ、本会と厚生労働省が協力して「今、狂犬病対策を考えようー市民参加シンポジウム」を企画している。さらに、②平成18年11月22日、日本家畜衛生学会主催で、本会共催により「テーマ：狂犬病の侵入をいかに防ぐか（家畜衛生フォーラム2006）」を開催することとしており、狂犬病予防の普及啓発に努めたい旨を説明した。

(イ) 本件について、以下のとおり意見交換が行われた。

- a. 開催地元の埼玉県の後援等を得ることにより、効果的に広報ができ、参加者の増員に繋がるものと思われる。
- b. 市民参加のシンポジウムであれば、犬の飼い主をパネラーに加え、飼育実例の紹介等、飼い主側からの視点も企画に加えることにより、飼い主も身近な問題として興味を持って参加するものと思われる。
- c. 日本では、50年もの間、狂犬病の発生がないため、医師、獣医師及び行政担当者さえ、危機感が薄れており、世界での発生、特に近隣の中国等で

の発生状況を紹介するなどして、わが国への狂犬病侵入の危険性に対する注意を喚起する必要がある。

- d. 小動物委員会へ依頼し、小動物開業獣医師から飼い主へ広報することも、参加者の増員の一法と思われる。

3 公衆衛生領域の現状と課題に対する対応（協議）

森田委員長から、報告書については、本日を最終協議としたい旨説明された後、以下のとおり意見交換された。

(1) はじめに

「共通感染症」という語句については、「人と動物の共通感染症」の略語として本会が統一的に用いているが、厚生労働省の事業名等で「動物由来感染症」と記載される箇所もあることから、語句についての説明を記載する。

(2) 委員会における検討の経緯

検討の経緯等については、本文の最後に移動する。

(3) 獣医公衆衛生領域の現状と課題に対する対応

各項目については、提言する部分の要旨を文頭に記載することとし、本表題は報告書全体の表題として捉え、削除する。

ア 共通感染症対策の地域における取組み体制のあり方

(7) 地方公共団体設置の動物管理センターの機能強化と関係機関との連携確保等

動物管理センターの検査の役割分担においては、自治体の中で完結しない例もあるので、「地方衛生研究所や感染症研究所などが確定検査を行う」と追記する。

(イ) 地域における共通感染症の診断、届出、防疫システムの整備

疾病個別のランク分け、フロー図については、画一的に示すことも困難なため、「共通感染症のランク分け」については、「共通感染症ハンドブック」を、「地方における共通感染症検査・診断の流れ(フロー図)」については、「狂犬病ガイドライン 2001」を参考とすべき旨の記載でよい。

また、疾病が発生した際は、医師会との連携の必要性も加えることとし、「この場合、地方医師会、日本医師会と十分連携する必要がある」旨を本文に加筆する。

(ウ) 動物の安全確保対策のための情報の共有

日本獣医師会においては、緊急時のHPによる情報提供体制の整備を、また、地方獣医師会では行政と共催で研修会の実施の他、意見交換の場の設定に努めることを記載する。

(エ) 獣医師と医師と地方公共団体の連携（医師とのネットワーク化の構築）

動物由来感染症予防体制整備事業の積極的な活用に加え、地方だけでなく、全国的に日本獣医師会と医師会のネットワーク構築の必要性を加筆し、研修会、事業の連携して広報すべき旨記載する。

(オ) 四類感染症と診断された動物の治療（共通感染症の患畜の取扱い施設の整備）

臨床獣医師が診断した際の連絡する行政窓口の設置を訴え、表題の括弧書きの「施設の整備」は削除する。

イ 共通感染症対策と獣医師の役割：診療獣医師に対する研修体制の整備（特定疾病に関する研修）

「対応マニュアル」については、「共通感染症ハンドブック」の臨床版であり、本文は「対応マニュアルを作成する必要がある」と修正する。

ウ 獣医公衆衛生部門と家畜衛生部門の連携のあり方（共通感染症検査機関の連携・統合）

本項目は記載どおりとする。

エ 共通感染症の国民に対する情報の提供のあり方

本項目は記載どおりとする。

オ その他

「鳥インフルエンザ」及び「狂犬病予防法に基づく犬の登録・注射の件について」は、項目として起こし、全体の見出し番号、文字を修正する。

(4) 別 添

「感染症についての診療獣医師向けマニュアル」については、これまでの厚生労働省の通知、要領等を含め、法律の骨組みの中で獣医師が感染症に対して、実際の現場で対応すべき等をわかりやすく取りまとめる。

VI まとめ

- 1 森田委員長から、報告書については、12月20日の理事会に提出する予定であり、三木委員は本日の意見を踏まえ、11月中旬までに指摘事項を修正し、別添の診療獣医師向けマニュアルとともに森田委員長、奥澤副委員長へ送付して最終調整を行うこととされた。
- 2 最後に、報告書作成にあたり、濃密な協議をいただいたことに深く感謝申し上げるとともに、今後、協議すべき課題がある際は、逐次参集願いたいとされた。